

堺市公報 第386号	令和7年10月24日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】…………… 2

<告示>

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 2

○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について

【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】…………… 3

○道路法に基づく市道路線の認定について

【建設局土木部路政課】…………… 4

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 5

○道路法に基づく歩行者専用道路の指定について

【建設局土木部路政課】…………… 6

<公告>

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 6

○建築基準法第86条の5第4項に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 8

○建築基準法第86条第8項に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 9

○建築基準法第73条第2項に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 9

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 10

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】	11
---------------------	----

規 則

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第71号

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考2中「自転車で、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.60キロワット以下のもの」を「原動機付自転車」に改める。

別表第3の備考2中「0.05リットルを超え0.125リットル以下のもの」を「0.125リットル以下」に、「0.60キロワットを超え1.00キロワット以下の」を「1.00キロワット以下の原動機を有する」に改め、同表の備考3中「0.40リットル以下のもの」を「、」に、「1.00キロワットを超え20.00キロワット以下の」を「1.00キロワットを超える原動機を有する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第402号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区浜寺石津町中五丁831番及び837番の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

~~~~~

堺市告示第403号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称      | 所在地             | 設置者      | 確認年月日     |
|---------|-----------------|----------|-----------|
| なるなる幼保園 | 堺市北区常磐町3丁目7番地14 | 株式会社なるなる | 令和7年10月1日 |

~~~~~

堺市告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整 理 番 号 市道路線認定調書のとおり
- 2 路 線 名 市道路線認定調書のとおり
- 3 起 点 終 点 市道路線認定調書のとおり
- 4 重 要 な 経 過 地 市道路線認定調書のとおり

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地	付 記
キ468	北野田104号線	東区北野田179番2地先 東区北野田129番7地先		本市施行
ヒ983	日置荘原寺66号線	東区日置荘原寺町172番2地先 東区日置荘原寺町237番1地先		開発に伴う 寄付
ホ747	大饗48号線	美原区大饗174番16地先 美原区大饗174番20地先		〃
ノ363	草部233号線	西区草部791番21地先 西区草部776番4地先		都市計画法 第39条によ る帰属



堺市告示第 4 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から 1 4 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道 路 の 種 類 市道
- 2 路 線 名 市道路線区域決定調書のとおり
- 3 供 用 開 始 の 区 間 市道路線区域決定調書のとおり
- 4 敷地の幅員及びその延長 市道路線区域決定調書のとおり

市道路線区域決定調書

路 線 名	起 点 終 点	敷 地 の		備考
		幅員m	延長m	
北野田104号線	東区北野田179番 2 地先	1. 80		㌦468
	東区北野田129番 7 地先	14. 53	253. 00	
日置荘原寺66号線	東区日置荘原寺町172番 2 地先	4. 70		㌦983
	東区日置荘原寺町237番 1 地先	4. 79	31. 14	
大饗48号線	美原区大饗174番16地先			㌦747
	美原区大饗174番20地先	5. 70	17. 13	
草部233号線	西区草部791 番21地先	5. 70		㌦363
	西区草部776 番 4 地先	6. 70	331. 74	



堺市告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 歩行者専用道路等の指定調書のとおり
- 2 指 定 す る 道 路 歩行者専用道路等の指定調書のとおり
- 3 指 定 す る 期 日 告示の日

歩行者専用道路等の指定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	備考
キ468	北野田104号線	東区北野田179番2地先 東区北野田129番7地先	歩行者専用道路の指定

公 告

堺市公告第667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び西区役所政策推進室市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公

告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コープ津久野店

堺市西区津久野町三丁1番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪いずみ市民生活協同組合

代表理事 勝山 暢夫

堺市堺区南花田口町二丁2番15号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住所
大阪いずみ市民生活協同組合 代表理事 久保 幸雄	堺市堺区南花田口町二丁2番15号
ほか、未定1者	

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年6月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,700平方メートル

6 駐車場の収容台数

148台

7 駐輪場の収容台数

274台

8 荷さばき施設の面積

113.2平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

17.90立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
いずみ市民生活協同組合	9時10分	20時50分
未定 1 者		

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

9時00分から21時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 3 か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

14 届出年月日

令和 7 年10月10日

~~~~~

堺市公告第 6 6 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条の 5 第 2 項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第 4 項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和7年10月10日 堺建安第E-6号

2 対象区域 堺市北区金岡町1580-10、1593-1、1593-2、1593-3、1594-1、  
1594-2、1597-4、1598-1、1598-2、1598-3、1599-1、1599-  
2、1600-2、1605-4、1620、1623-1、1623-2、1634-1、1634-  
12、2884及び2885

~~~~~

堺市公告第669号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたの
で、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和7年10月10日 堺建安第E-7号

2 対象区域 堺市北区金岡町1580-10、1593-1、1593-2、1593-3、1597-4、
1598-1、1598-2、1598-3、1599-1、1599-2、1600-2、1605-
4、1620、1623-1、1623-2、1634-1、1634-12、2884及び2885

3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第670号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき建築協定を認  
可したので、同条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の  
建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 晴美台一A・D団地建築協定  
(堺市南区晴美台1丁32-1ほか)
- 2 認定年月日・番号 令和7年10月8日  
堺建安第H-2号
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~  
堺市公告第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区北野田537番1、537番5、537番7、537番9、537番10の一部、537番11、537番12の一部、537番13、537番14の一部、537番15、537番16の一部、537番17から537番19まで、537番21、537番23及び537番25
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府高石市高師浜四丁目1番27号
伊勢住宅株式会社
代表取締役 伊勢 朗雄

消防局公告

堺市消防局公告第6号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年10月24日

堺市消防長 新 子 哲 也

催しの名称 第6回 一輪花 堺花火まつり

開催場所 堺市中区八田寺町320 原池公園

開催期間 令和7年11月2日（日）（雨天順延時 令和7年11月3日（月・祝））